

平成25年11月定例会 総務委員会（付託）

平成25年12月10日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

藤田元治委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、大西委員から調査計画書の提出がありました。内容は、12月6日から2日間、神奈川県職員厚生課にて行政の経営管理、特に県職員公舎の運営についての調査、東京都のトーキョーワンダーサイト渋谷にて文化芸術振興対策の推進についての調査を行うものであります。いずれも、内容を確認のうえ、正副委員長において派遣決定し許可いたしましたので、御報告いたしておきます。

なお、議長及び委員長あて、委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところでありますが、この際、追加提出議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

経営戦略部

【追加提出議案】（資料①②）

- 議案第21号 知事等の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

【報告事項】

- 財政構造改革基本方針について（資料③）
- 平成26年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針について（資料④）

監察局

【報告事項】（資料⑤）

- 平成26年度に向けた監察局の施策の基本方針について

出納局

【報告事項】（資料⑥）

- 平成26年度に向けた出納局の施策の基本方針について

八幡経営戦略部長

11月県議会定例会に追加提案いたしました案件につきまして、お手元に御配付の、平成25年11月徳島県議会定例会提出議案（追加）により御説明いたします。

今回、追加提出いたしました案件は、議案第21号から第24号までの条例4件と、議案第25号の、控訴の提起の計5件となっております。

以下、議案の順序に従いまして、その概要を御説明申し上げます。

第21号の条例改正につきましては、知事等の特別職の給料及び期末手当について、このたびの職員給与の削減の終了に伴いまして、知事の給料については削減を据え置き、副知事ほかの特別職については、それぞれ給料の削減率を緩和し実施するものでございます。期末手当については減額しないことといたしました。

第22号の条例改正につきましては、平成25年10月16日付けの人事委員会勧告にかんがみ、本県の一般職の職員の給与について、平成18年4月1日実施の給料の切替えに伴う経過措置を廃止するものであります。

第23号の条例改正につきましては、本県の学校職員の給与について、平成18年4月1日実施の給料の切替えに伴う経過措置を廃止するものでございます。

第24号の条例改正につきましては、本県の警察職員の給与について、平成18年4月1日実施の給料の切替えに伴う経過措置を廃止するものでございます。

第25号の控訴の提起につきましては、行政処分取消等請求事件に関する控訴の提起について地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決をお願いしたものであり、平成25年12月5日の総務委員会で御審議いただき、同日の本会議におきまして可決いただいております。

追加提出案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の追加提出案件につきまして、お手元の、総務委員会説明資料（その2）により、御説明申し上げます。

今回、提出いたしました案件は、条例案が2件でございます。

説明資料の1ページをお開きください。

その他の議案等といたしまして、条例案2件を1ページから2ページまで記載しておりますが、内容につきましては先ほど御説明申し上げたとおりでございますので割愛いたします。

追加提出議案の御説明につきましては、以上でございます。

続きまして、この際2点御報告いたします。

はじめにお手元の資料1を御覧ください。

財政構造改革基本方針についてでございます。

新たな財政構造改革についての意見（案）について、御説明をさせていただきます。

先週の12月6日、第3回財政構造改革小委員会において、新しい財政構造改革基本方針の取組の方針や方向性を示した意見書（案）として、提出されたものでございます。

1ページから3ページまでは、現行の財政構造改革基本方針について、記載があります

けれども、詳細の説明は割愛いたしまして、3ページの下段のところでございますが、これまでの改革の取組により、収支不足の解消、公債費の縮減、財政調整基金残高の確保など、持続可能な財政構造の実現に向け、一定の道筋が見出せるところまで財政状況の改善が図られたとの記載がございます。

4ページをお願いいたします。

県財政を取り巻く環境の変化と、下段からは新たな財政構造改革基本方針の取組の方向性について書いております。

5ページの1の総括的事項をお願いいたします。実質公債費比率の改善では、当面は公債費負担の高い水準が続く見込みの中で、実質公債費比率を平成28年度に、18%未満に抑制することとしている目標を確実に達成し公債費を縮減すること、将来の公債費負担への対応として、的確な将来推計のもと減債基金を着実に積み立てる。財政調整基金残高の確保では、収支不足を生じない財政運営を行い、財政調整基金の残高を少なくとも現在の水準で維持に向けた取組を進めるべきであるとされています。

6ページをお願いいたします。

歳出改革の項目でございますが、主なものについて御説明いたしますと、人件費では、総人件費の抑制や新たな働き方という記載がございます。公債費では、格付け評価の維持や県債発行の抑制、投資的経費では、公共事業の質の転換や既存ストックの有効活用、事前防災・減災対策の推進、⑤のところは、これはかなり議論があったんですけども、予算の重点化・効率化として、歳出の中から歳入を生み出す取組や外郭団体の経営健全化及び特別会計の事業の効率化、この点は、またもう少し書き加えるようなことになるかと思いますが、などについての取組について記載がございます。

8ページをお願いいたします。

3の歳入改革でございますけども、これも主なものについて御説明いたしますと、受益者負担等のあり方としましては、県税に係る未収金対策として、適切な賦課や徴収対策の強化や納税意識の向上、その他の未収金対策として、組織横断的な取組の推進、新たな収入の確保では、国庫支出金・外部資金の活用や、更なる工夫を凝らした歳入確保対策に向けた取組を進めるべきであるとされております。

最後10ページをお願いいたします。

県民の夢や希望の実現についてということで、有識者会議のメンバーの総括的なコメントが書かれておりますけれども、財政構造改革は県民の夢や希望を実現するためのものであること、それからバランスのとれた取組とする必要があることなど、財政構造改革を進める際に財政構造改革小委員会として、県に期待する視点について、示されております。

概略ざっと御説明させていただきましたが、今後は新しい財政構造改革基本方針（案）を策定しまして、2月定例会で報告いたしたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、報告の二点目でございますが、お手元の資料2を御覧ください。平成26年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針でございます。

これは、今年度からの全庁的な取組といたしまして、委員会における御審議の充実に資するためということで、始めたものでございますけれども、経営戦略部の資料としては、この一枚紙でございますが、上段に、次代を見据えた人財・体制づくり、新たな働き方の推進、安心して効率的な情報システム・庁舎の整備、という3点を記載しております。順次、御説明申し上げます。

まず、次代を見据えた人財・体制づくりでございますけれども、戦略的な人財育成、柔軟で実行力のある体制の構築ということで、タフで規律あるプラス α の能力を持った職員、機動的かつ柔軟な体制というものを目指しております。具体的な事業、事例といたしまして、新規採用職員研修を充実させること、重要課題の横割り連携の強化、これは今年11月に既に、課題解決推進室をつくっているなど、順次始めておりますけれども、そういったものをさらに強化していくこと。さらに県外、海外を含む人材の戦略的な配置、派遣に向けたローテーションであるとか、研修を充実させていくといったことを考えております。

新たな働き方の推進としましては、業務効率の向上、非常時の備え、働き方の質の向上、ワークライフバランスといった観点から、時間や場所にとらわれない働き方、服務規律を確保しつつテレワークを推進するという一方で、具体的な事業としまして、まずは、県庁版サテライトオフィスの試行、つまり、別の場所でも勤務するような形態を試していくこと。それからICTを活用した現場主義の推進として、まさにタブレットを使ったりして、現場で仕事をしていくような仕方、方法の推進、さらには職場復帰への不安解消、これはまさに在宅勤務の一つの例でございますけれども、などに取り組んでいこうと考えております。

続いて、安心して効率的な情報システム・庁舎の整備といたしまして、業務の効率化、非常時に対応、システム最適化、県民への情報発信といった観点から、新たな技術を導入するとともに創意工夫を加えたシステムや庁舎の整備を進めるということで、人事情報であるとか、人事管理であるとか、給与システムを再開発して統合的な管理をしていくことであるとか、総合地図提供システムのコンテンツを強化して、県民の皆さまにもわかりやすい情報を提供できるようにしていくこと。それから庁舎も、予防的な観点という意味で、長持ちする庁舎をしっかりとつくっていくという観点で、さまざまな施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、平成26年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針でございます。

経営戦略部からの報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

犬伏監察局長

続きまして監察局から、平成26年度に向けた監察局の施策の基本方針について、御報告させていただきます。

お手元の資料3を御覧ください。

監察局といたしましては、資料の左右の冒頭にそれぞれ記載しておりまように、公平・公正な行政を推進するための取組、それから県民の意見等を施策に反映するための取組、この二つを基軸といたしまして、具体的な施策を展開してまいりたいと考えております。

まず資料の左側でございますが、1点目の、監察業務の推進につきましては、適正な職務執行を確保するため、公益通報はもとよりでございますが、定期監察や随時監察などの業務を引き続きしっかりと推進するとともに、その監察結果を、単に各所属への是正指導にとどまらず、全庁的な制度改善へと結びつけてまいりたいと考えております。

2点目は、新公益法人に対する検査の実施でございます。

新しい公益法人制度が平成20年12月にスタートいたしまして、本年11月末をもちまして5年間の移行申請期間が終了いたしました。本県では、期限内に公益法人または一般法人へ移行を希望する全ての法人が移行申請の手続きを完了したところでございます。

そこで、この制度改革を機にいたしまして、現在、各法人の指導担当課がそれぞれ実施しております公益法人の検査につきまして、来年度から各指導担当課と連携、協働しながら、監察局において検査業務を総括したいというふうに要望しているところでございます。

また同時に、各法人が自らガバナンスを強化していただけますように、法人向けの会計研修会の開催も取組を進めてまいりたいと考えております。

3点目の、農林水産団体等に対する検査の充実につきましては、昨年度から監察局で所管しておりますけれども、引き続き効果的な検査手法等を工夫していくとともに、専門研修への積極的な参加などを通じて、検査担当職員のスキルアップ、人材育成にも努めてまいりたいと考えております。

次に資料の右側でございますが、1点目の、県政運営評価戦略会議による評価につきましては、引き続き、県行動計画につきまして、戦略会議において県民目線で評価を行い、既存事業の見直しや新たな施策展開に繋げてまいりたいと考えております。

2点目の、県民からの意見・提言の活用につきましては、とくしま目安箱などに寄せられました県民の皆さまからの御提言をしっかりと受けとめまして、県政への反映に努め、意見募集に係る若干のシステムの改修を行うとともに、本年度から新たに実施する予定ではございますが、優秀提言に対する表彰を、来年度以降も引き続き実施してまいりたいと考えてございます。

監察局からは以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

床桜会計管理者

続きまして、出納局から御報告いたします。

お手元の資料4、平成26年度に向けた出納局の施策の基本方針を御覧ください。

平成26年度におきましては、適正な公金支出、公平公正な工事検査などの出納の基本業務に加えまして、南海トラフ巨大地震への対応、工事検査業務の機動力向上、未収金対策の強化の3点を重点事項として取り組んでまいります。

まず、南海トラフ巨大地震への対応においては、さきの事前委員会で御報告をさせていただきましたけれども、大規模災害時公金安定供給アクションプランを順次実行に移してまいりたいと、このように考えております。特に、平成26年度では、現在、実証実験を行っております西部総合県民局美馬庁舎のバックアップセンターの本格運用のほか、災害時テレワークの早期運用に向けた検証、金融機関との共同訓練や緊急措置手順の整備などを実施し、大規模災害時の公金供給機能の一層の確保に努めてまいります。

次に、工事検査業務の機動力向上でございます。

出納局では、年間約2,000件の公共工事の検査を実施しておりますが、現状では、その膨大な検査データの整理は手作業で行っており、保管も紙ベースであるため、効率的なデータ活用が難しい状況でございます。そこで、検査業務の機動力向上を目指して、検査データを電子化し、蓄積、分析を行い、効率的活用のためのシステム開発を進める一方、工事検査にタブレット端末を導入するための実証実験を行うなど、全国屈指のブロードバンド環境をフルに活用した、新たな工事検査管理システムの構築に取り組んでまいります。

次に、未収金対策の強化でございます。

平成24年度決算における未収金は、県全体で約52億円にのぼり、ほとんどの部局にまたがる課題であることから、去る10月、副知事をトップとした、未収金対策委員会を設置いたしました。

その中で、未収金残高が1億円以上、あるいは最近の増加率が著しい未収債権を重点未収金に設定し、詳細分析を行った上で、今年度末を目途に削減計画を策定することとし、現在、その作業を進めているところでございます。

平成26年度は、この削減計画に基づきまして、全庁的な情報連携を図りつつ専門家を活用しながら、債権の実情に応じた法的措置の徹底など未収金の削減対策を強化し、歳入増や負担の公平性の確保に努めてまいりたいと考えております。

出納局からの報告は以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

藤田元治委員長

以上で説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

森本委員

先日、徳島新聞にちょっと載っておりました。私もずっと気になっていたことではございますが、ここは総務委員会なので、関連の商工団体に関することだけ。これは、全庁的に農林水産部、商工労働部、県土整備部、それぞれが抱えている問題なので、いわゆる既得権益を少しずつ打破しなければならないという観点から質問させていただきます。

商工団体への補助金のこと、この前ちらっと徳島新聞の記者席に出ておりました。当

たり前みたいに今までずっと延々と続いてきた補助金ではないかなと思っております。この現状の数字を先に教えていただけますか。

坂本財政課長

いわゆる商工3団体の補助金ということかと思えますけれども、予算額で言いますと、トータルで、10億7,074万3,000円の補助金の支出となっております。

森本委員

その3団体、補助の対象は全部で何か所ぐらいになるのかな。町の商工会とか全部入っていると思いますが。

坂本財政課長

補助対象団体についてですけれども、大きく商工会議所と商工会と中小企業団体中央会、3分類ございまして、その団体数はそれぞれなのですが、商工会議所については6団体、商工会については基本的には町村単位の商工会と商工会連合会とを併せて24団体、それから中小企業団体中央会の1団体となっております。

森本委員

30団体余りで10億円ということですね。単純に割っても相当な額の補助金が行っていると思うのですが。それぞれの団体、組織ごとにどんな形で割り振りをされるのでしょうか。

坂本財政課長

補助金の考え方としましては、ベーシック補助金と言われるものと、オンリーワン補助金というものに大別されまして、まずベーシック補助金につきましては各団体の基礎的な活動に必要な人員といいますか、事務費に対して支出するものです。もう1つのオンリーワン補助金につきましては、それぞれの商工団体が地域の特性に応じて、創意工夫を凝らして考えてもらった事業を、いわゆるコンペ方式で採択するという形式を取っております。

森本委員

これは当然、年度ごとに各会から申請があると思います。それぞれの3団体に出したものが県に出てくると思うのですがけれども、事業関係などもきちんと書かれておるのでしょうかね。

坂本財政課長

毎年度、補助申請を各団体から出していただいた上で、商工労働部で審査をして補助を出すと。当然実績報告というのもし出していただいておりますので、その都度チェックしております。

森本委員

いわゆる監査とは違うのですか。

坂本財政課長

監査につきましては3年に1度、経理状況について、実地監査というのを行っております。

森本委員

補助金を出す以上、当然、実績報告はきちんと見られていると思います。しかしながら、これもよく県の方々からお話を聞くのですが、ほとんど何もしていないところがあると。ペーパーには書いてあるけれども、現実にはこれだけのお金を使うような、地域活性化のために生かしてないところもかなりあるように聞いております。差が激しい。本当に一生懸命やられている、新聞などでもよく見る有名な行事なども結構ありますよね。特に中山間地域などは結構頑張っているのではないかなと私も思います。そうしたところと、何も活動していないところに、同じように補助金を分配するというのは、私はやっぱり既得権益以外のなものでもないと思います。実績報告を本当にきちっと見られておるのかな。誰が見られているのですか。

坂本財政課長

基本的には商工労働部で対応はしております。詳細は、財政課としては把握はしておりません。

森本委員

県の人と言うぐらいやから、私は本当に差があると思うのですよね。実際に自分で書いてくる報告書だけではなくて、担当の商工労働部は、きちんと現場に足を運ぶなり、もう少し深く突っ込んだ実績調査、監査をすべきではないかと思っております。そうでなければやはり不公平感も漂うし、せっかくの補助金が一体何に使われているのかなど。人件費だけに使われているのでは、ちょっと私は首をかしげるのですけれどもね。

そういう意味で、税金10億円が地域振興のために本当に使われているのか、県は確認する義務があると思うし、実際にどういう形で使われたのかということ、何らかの形で公にする必要があるのではないかと感じております。おもしろいだけ徳島新聞の鳴潮あたりに記事が載るというのでは、なかなかわからないしね。報告書が上がってきても、実際はしてないのではないかという気がしますね、一部はね。そういう意味で今後やっぱり監査、あるいは実績報告の点検の仕方を検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。内部から声が上がっておりますからね。

坂本財政課長

委員からお話がありました商工団体補助金について、12月6日に行われました財政構造改革小委員会で議論がされたものでございます。

各委員からの御意見といたしましては、委員からもありました、中山間地域でいろんな地域を支えるような活動をしてあって、補助金は必要だというような意見もある一方で、やはり団体ごとに効果検証をして、頑張りに応じたメリハリのつけた補助にすべきだというような意見も出たところではあります。また、補助金全般に関しても、一概にカットすべきというものではないのですけれども、補助金をどういう形で生かされているかという視点から見直すべきではないかというような御意見もいただいたところでございます。

こういった御意見、外部有識者からなる委員会からそのような御指摘をいただきましたので、改めて財政課としても補助金を固定化、既得権化させずに見直しをするとともに、補助する場合においてもどのようにすれば効果的、効率的になるのかといった視点、委員から御指摘があった監査なり実績報告といったところも含めて、今後の予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

森本委員

今、御答弁いただいたように会議でもそういう意見が出たと聞いております。一つずつに割ったら大した額ではないかもしれませんが、逆に大した額だと思うのですよね。10億円を30団体で割ったら。やっぱりこういうところから少しずつ削っていききたいなという気はいたします。

例えば、職員の方に泣いていただいて給与をカットしても30億円とかそのぐらいでしょう。私は、職員給与を切るよりも、そういう既得権益化した補助金を切るほうが先じゃないかなという気がいたします。議会でも厳しい意見が出ているということをお伝えさせていただいて、実績あるいは監査というものをきちっとして、実情に応じた、活動に応じた配分を心掛けていただきたいなと強くお願いをいたしたいと思っております。

それから監察局。監察局が設置された五、六年前は、ものすごく話題になってね、監察局の質問ばかりだったけど、この頃すごく暇そうです。最近は内部通報はないのかな。

ちょっとお聞きをしたいと思っております。

中村監察局次長

ただいま通報の状況につきまして御質問をいただきました。監察局につきましては、平成20年12月26日に設置されておまして、それ以降の通報の状況でございますけれども、平成20年度につきましては12月26日以降の3か月間でございますけれども45件ございました。それから平成21年度につきましては90件でございます。平成22年度が36件。平成23年度が54件。それから平成24年度が25件。それで今年度でございますが、先月の11月末まででございますけれども24件という状況でございます。

森本委員

ここ3年ぐらいは安定してきたと。今年はちょっと残りの日数を考えたら去年より多いんじゃないかと思います。内容的にはどうですか。職員を処分をしなければならないような事案というのは含まれているのですか。

中村監察局次長

今年度の状況で申し上げますと、年度当初にございましたけれども、南部総合県民局でアルバイトを行っていたという事案がございました。この事案につきましては監察局への通報が端緒となったものでございます。そういった通報を受けまして、我々で調査をいたしまして処分に至るというケースもございます。

森本委員

事件につながったことがあったということです。例えば今年度の24件、それほど問題視するような事案は、県庁内ではないのですか。

中村監察局次長

今年度の24件の中で、それ以外に倫理規程の関係で届出ができていないといったものがございました。今のところはそういう状況です。

森本委員

情報そのものが少ないと聞いております。それとやはり当初から心配されていた中傷に近いような通報、当初すごくそれがあって、担当の職員の皆さんが憤慨されたことがあります。私は通報の数が減ってくるのは非常によいことだと思っております。つまらぬガセネタに振り回されるようなことがないようにしてほしいなと思うのです。

それとこの頃、この監察局よりも、ある新聞へのタレこみが非常に多いという話を、その記者から聞きました。某トリビューン紙ですけれども。裏の監察局みたいな感じになって、そちらへのタレこみも相当多いのではないかと。たまに記事にもなっております。結構本当のこともあるし。そういう面では監察局そのものの信頼が揺らいでいるんじゃないかという気がいたします。通報者の目的になかなか達成できていないのではないかなど。

何でも犯人に仕立て上げる、スキャンダルにするという意味ではなくて、監察局のあり方そのものが問われているのではないかと思っております。決して、内部通報をあおるものではありません。私も、監察局ができる時にはすごく反対をしたんです。内部通報、人を売るというのは、私はあまり好きではないのでね。そういう意味で反対したんですけど、監察局がある以上、ちゃんと機能していただきたいなと思っておりますし、コンプライアンスをもうちょっと高めることというのは、県庁内で非常に大切なことなので、一つ一つの情報をきちっと大切に処理をしていただきたい。マンネリに陥らずに。こういうことをお願いをして終わります。

大西委員

私からまず1点目は、職員公舎、職員住宅、どちらが正式かわかりませんが、この状況についてお尋ねをいたしたいと思います。県のホームページによりますと、知事部局では、県内に207戸、県外に30戸、合計237戸の職員住宅を有しております。遠隔地区または業務の都合により自宅から通勤することが困難な職員の住宅確保及びサービス能率の向上を期するための設置ということになっております。徳島市6か所のほかに、石井町、阿南市、美波町、吉野川市、三好市、東京、大阪とあるわけですがけれども、この職員住宅について、他県では見直しや改革が進んでいる状況です。私も以前に担当職員からお話を伺ったり、あるいは空いている部屋を見せていただいたりということもさせていただきました。

全部で237戸ある職員住宅の築年数について、最初にお尋ねしたいと思います。

石田職員厚生課長

大西委員から職員住宅につきましての御質問をいただいております。築年数ごとの棟数、戸数につきまして説明させていただきます。まず全体では先ほどおっしゃった20棟、237戸現在保有しているわけですがけれども。このうち10年未満のものはございません。それで10年以上15年未満のものにつきましては2棟33戸、15年以上20年未満のものには3棟27戸、20年以上25年未満のものが6棟79戸、25年以上30年未満のものが該当ございません、30年以上35年未満が該当ございません、35年以上40年未満これが6棟の58戸、40年以上が3棟の40戸ということで、トータルが20棟の237戸でございます。

大西委員

築年数は5年ごとの刻みでまとめられているということで御報告をいただきました。いちいち1棟ずつというのはややこしいと思いますので、例えば築10年から15年の2棟33戸のうち、何戸入居されて入居率がいくらか、今御報告いただいた5年刻みで結構ですのでお知らせいただきたいと思います。

石田職員厚生課長

それでは5年刻みで今申し上げましたような区分ごとに入居数、入居率につきまして御説明させていただきます。

まず10年以上15年未満のところでございますが、33戸に対しまして32戸が入居しておりますので入居率が97%でございます。それと15年以上20年未満につきましては27戸のうち20戸が入居しておりますので、入居率74%でございます。20年以上25年未満につきましては79戸のうち75戸が入居しておりますので、入居率95%でございます。それと35年以上40年未満につきましては58戸のうち20戸が入居しておりますので、入居率34%。40年以上につきましては40戸のうち15戸が入居しておりますので、入居率38%という状況でございます。

大西委員

はい、入居数、入居率についてはわかりました。あともう一つ。現状を知る上で、これはひょっとしたら団地、住宅ごとにされているのかも知れませんが、この職員住宅の修繕費用といいますか管理費用、それがどのぐらいかかっているのか教えていただけますでしょうか。

石田職員厚生課長

築年数ごとの維持管理費につきまして御説明させていただきます。

まず、平成24年度のトータルの維持管理費につきましては、1,476万5,671円でございます。それでそれを、この区分ごとに当てはめていきますと、10年以上15年未満につきましては、77万1,038円でございます。それと15年以上20年未満の区分につきましては、228万9,575円でございます。20年以上25年未満の区分では、556万7,479円でございます。それと35年以上40年未満の区分では、421万5,382円。それと40年以上の区分では、192万2,197円という数字でございます。

大西委員

はい、わかりました。職員住宅の状況がわかったわけでございますけれども、先ほど委員長からも御報告いただきましたが、先日、私は神奈川県職員厚生課に行ってまいりました。神奈川県は数年前に県職員公舎全廃の方針を打ち出しました。いきなり全廃とはいかないので、順次廃止していくということで、今年度でしたか昨年度でしたか、それが完了して、現在では職員公舎はゼロということになっておるようでございます。

そこでお聞きした話ですけれども、大阪府や奈良県も同じように職員住宅はゼロだそうです。他にも愛知県がほぼゼロ。ほぼというのがどういう意味かはわかりませんが、そういう状況で、職員住宅をなくするという都道府県が少しずつ出てきております。

神奈川県の話では、担当者が代わったのでその当時のことはつぶさにはわからないという状況でしたけれども、当時の新聞記事等、また知事の記者発表などの資料からすると、年数がどんどん増えていくと当然住居ですので管理費修繕費がかさんでくる、神奈川県にはたくさん職員住宅があったみたいで、修繕費だけでも何億円もかかるということで、そういうことをなくしたらどうかということで実施されたようにお聞きをしました。

先ほど申し上げましたように、ホームページでは徳島市に一番多く職員住宅があるわけでございます。一概には言えないかも知れませんが、徳島市内につきましては非常に民間の賃貸住宅なんかが充実してきていると思います。職員住宅をどんどん建設した時代というのは、60年前の戦後の話で、住宅が不足しているということで県の職員の方の住宅確保のために建てられたのだと私は思います。しかし現在では、民間住宅が充実しており、特に徳島市内なんかは民間住宅も空いているような状態であると聞いておりますので、住宅が不足するということはないのではなかろうかと思えます。

それからもう一点。県の担当の方が過去に言われておりましたが、やはり若い方は快適

性、アメニティを要求するようで、私も比較的新しいものを見せていただきましたけれども、新しいといっても何となくちょっと、一昔前の賃貸住宅だなという感じがいたしました。安いからしょうがないのかなという気もいたしますが。

ここにお座りの皆さま方もお感じになっていると思いますけれども、結局お金の使い方が違うんですね。住宅費をもっと安くしようとかいうのではなくて、快適なのだったら少々高くても入ろうとか、もっとよい機能の携帯電話にしようとか、そういうものにはいくらでもお金を使うというか。そういう若い世代には職員住宅は抵抗があるように私は思います。

先ほど御報告いただいたように、35年から40年の6棟58戸については、34%の入居率、40年以上の棟40戸については38%の入居率であると。やはり古いのは敬遠される、入らない。35年以上の職員住宅の60～70%が空いているなんて大変もったいないと思うのですよね。県の税金をかけて職員住宅を建築したのにもう全然使っていないと、こういうことになって。一般県民からしたら空いていてももったいないなという思いがいたします。

県の職員住宅は237軒しかないんですね。知事部局は何人ぐらいですか、3,000人いらっしゃる。そのうち職員住宅に入られてるのは、1割にも満たない戸数なわけです。しかも空いている。この25年未満の職員住宅は、90%も入られているということで、今しばらく様子を見たとしても、他の古い職員住宅をどうしていくのか。こういったことから考えますと、この際、もうその職員住宅をなくしていてもよいのではないかなと思います。

平成24年度予算では、1,400万円の修繕費、管理費等になると思うのですが、戸数が少なくなればなるほどこの費用は少なくなってくるだろうと私も思いますし、全廃というのは難しいかもしれませんが、職員住宅がゼロになれば、この管理修繕費は要らなくなります。

美波町などは私も伺ったことがあるのですが、美波町に勤務する人は、そこに行くのに阿南市からいかなければならないとか大変だろうと思います。全廃はできないと思うのですが、やはり大きく見直しをして、古いものは全部廃止をする。そして新しいものをどう使っていくのか、本当に職員住宅のままでよいのか。それから、今後、職員の皆さんの住宅の確保はどうしていくのか。

これもお聞きした話で確認はしておりませんが、埼玉県では賃貸住宅をビルごと借りる、あるいはフロアごと借りて、それを県が職員に貸してあげるという試みが行われているようでございます。本県でも、何らかの改善、改革をしていく必要があると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

石田職員厚生課長

大西委員からは職員住宅のあり方的なことにつきまして質問をいただいたところでございます。

これまでも、老朽化した職員住宅でありますとか、入居率の低くなったものにつきましては、用途の廃止を行いまして順次売却を進めているところでございます。その結果と

いたしまして、平成19年度当初にございました職員住宅は29棟 320戸でございましたが、これまでに9棟83戸を廃止したところで、現在20棟 237戸にまでスリム化を図ってきているというところでございます。

職員住宅の役割につきましても、これまでの定期人事異動や、国市町村との交流といったものの他に、災害時における初動対応要員の宿舎確保などとする新たな要素も生じているわけでございます。このようなことから、平成24年度から28年度までの5か年間の徳島県職員住宅の維持管理の骨子を決めました、徳島県職員住宅維持管理計画というものを策定し、現在これに基づいて維持管理を進めているというところでございます。

この維持管理計画の内容でございますけれども、職員住宅を継続するもの、廃止するものなどの観点から3つの区分に分けているものでございまして、一つ目が新耐震基準に合致した住宅で地域のニーズの高いものは適切に維持管理していくという方向。それと二つ目が新耐震基準に合致しない住宅は、計画の期間内もしくは将来的に廃止していくというもの。それから三つ目が新耐震基準に合致していなくても、通勤に困難な職員が多く、また災害時の初動対応要員の宿舎となっている住宅につきましては必要な措置を講じた上で維持管理していくという、この3つの区分に分けて維持管理をしているところでございます。

それで、先ほどの35年以上の宿舎についてということでございますけれども、35年以上経過しました職員住宅は9棟98戸あるわけでございますけれども、このうち、計画期間内もしくは将来的に廃止するというものが7棟80戸この計画の中で位置づけられているというような状況でございまして、今後ともこの計画に基づいて、職員住宅の維持管理は進めていきたいと考えているところでございます。

大西委員

わかりました。35年以上のものについては、ほぼ廃止するということですね。徳島県職員住宅維持管理計画は平成28年度までということなので、その後のことは、またその頃に検討するということになると思います。三つの分野に分けて進めるということで、これから存続するというところもあると思います。東京、大阪、美波町などは、おそらく残していかなければいけないのではないかと思います。だから全廃というわけにはいかないと思うのですけれども、原則ほぼ全廃みたいなことは、やっぱり考えていかなければいけないのかなと思うのです。

それからもう一つ。どうしても建て替えなければいけないようなものについても、できるだけお金をかけずに、必要経費の平準化を考えなければいけないと思います。この20年から25年の79戸というのは、おそらく10年もしないうちにだんだん入居率が下がってくるのではないかと私は想像しているのですが。ですから、こういったまだ25年未満の建物については入居率が高いですけれども、こういったことについても今後職員住宅が必要であるかどうかという見直し、検討をしていただきたい。できるだけ修繕費であるとか管理費であるとかそういったものを縮減していただきたいと思います。

総括的に感想でも何でも結構ですので、部長，どうですかね。職員住宅のあり方について、どういうふうに考えられておられますか。

八幡経営戦略部長

先ほど課長が答弁したとおりでございますけれども、現在の維持管理、徳島県職員住宅維持管理計画というのが平成24年度から28年度までございまして、その時のまさに基本方針が全ての住宅のあり方について白紙から見直す、新耐震基準に合致した住宅で地域ニーズの高い住宅は適切に維持管理する、新耐震基準に合致しない住宅は原則廃止する、今の廃止するもののうち、道路事情、地域の住宅事情及び災害対応等で必要性の高い住宅は必要な措置を講じた上で維持管理するというところで、今の大西委員からの御指摘の趣旨を踏まえた形で現在の計画も作られていると思っております。

一方で、そうはいつでもこの計画どおりでやればよいというものではございませんので、適切な管理をしっかりと進めていくために、この計画の妥当性についても常に検討を加えて県有財産の有効活用の観点を含めて、職員住宅の適切な管理を行ってまいりたいと考えております。

大西委員

今後は入居率なども考えながら、住宅が不足することがない地域については、できるだけ経費を少なくしていくために戸数を少なくしていくということを、是非とも検討していただきたいと要望しておきます。

そして次が、以前に私が本会議で質問をさせていただいた件です。県の施設には自動販売機が設置されているところがあります。この自動販売機は、以前は様々な形の契約で置かれておりました。電気代だけ出してもらえたら設置を許可しますとか、使っていないスペースなので土地代だけで設置を許可しますとか、あるいは県立高校などは、県が設置を許可していないのにPTAなどが設置しているとか、そういうようなものもたくさんあったと聞きました。

それを県財政に貢献するために、原則公募で自動販売機を設置するようにするべきであると、こういうことで質問させていただきました。公募で設置するようになったのは、何年からでしょうか。

松本管財課長

自動販売機の御質問で、公募により設置をするのはいつからかということでございますが。平成18年度に地方自治法の改正が行われまして、行政財産である庁舎等の床面積や敷地の余裕スペースの貸付が新たに可能となったことから、平成22年度以降、知事部局におきまして貸付の検討をいたしまして、実際には平成22年の10月からこの貸付等を行っております。

大西委員

平成22年10月から公募で自動販売機の設置をすることになったということでございます。公募をする前の自動販売機設置台数はわかりますか。教育委員会や公安委員会も含めて。それはわかりませんか。では、知事部局だけで結構です。その時の台数をお答えください。

松本管財課長

平成22年10月以前の設置台数、知事部局でございますが、使用許可によるものが160台、その他が77台となっております。それと、現在、平成25年11月1日現在における設置数でございますが、知事部局で235台、そのうち使用許可によるものが121台、公募もしくは入札による貸付によるものが23台、その他が91台となっております。

大西委員

はい、わかりました。平成22年10月以前は全部で237台、これは使用許可その他ということですね。現時点では、平成25年11月の時点で全部で235台、ほぼ変わっていないということですが、内訳としては使用許可が121台、公募が23台、その他が91台。その他が増えているようですけれどもね。様々な形態があるのかもしれませんが。そうすると、1割ぐらいが公募で自動販売機を設置されているということになるのですけれども、この公募以前、平成22年10月以前の236台を設置していた時の県に入ってくる収入は全部でいくらだったのか、平成25年11月時点の台数では、公募の1割を含めてどのぐらい収入があるのか、ちょっと教えていただけますか。

松本管財課長

公募を導入する前の使用許可全体台数の係る使用許可の料金というのは、ちょっと手持ちがございません。それと、平成24年度、これ使用許可ではないのですけれども、公募23台、平成24年度も23台の公募もしくは入札による貸付、貸付料がございまして、この23台の貸付料が約750万ということになってございます。

大西委員

そうすると、使用許可とかその他の契約で設置されている自動販売機というのは、要するに県の収入はわからないということですね。公募についてだけ、その23台分が750万円年間に入ってきてるということですよ。あとはわからないというのだったらそれはそれで結構です。

先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、前に教育委員会で少し問題になった、あるいは内部監査で指摘されました。PTAの会長さんの名前で設置を申請して、その収入がPTAに入るといったようなことがあったんですよ。教育委員会でも台数は把握していないということですから、それは今結構です。

しかし、今のお答えでは、使用許可とかその他の契約状況の分は収入がどのぐらいあつ

たのかわからない。公募の分は750万円入ることが契約でわかると。これでは、収入がいささか不明瞭でなかろうかと思うのですが。その点は、何か言い訳したいことがあったらしていただいて。

今お答えにならなかったから言っているのもであって、わかるのであればお答えいただく、わからなかったら不明瞭であるということになってしまいますが、いかがですか。

松本管財課長

知事部局の使用許可によるもの、これが使用許可の許可料、手数料が入ってくるわけですが、それが121台ございます。知事部局の各部局ごとの台数というのは当初ここで今把握してございますが、それぞれ使用許可をするところとその調定なり収入をやっておりますので、今手元にトータルの使用料の持ちあわせがございません。貸付にしましては、先ほど御説明いたしましたとおり、平成22年10月から、これは歳入確保の観点でやっておりますので、どれだけこれによって増収となったかという分析をすることから、先ほどお答えしました平成24年度においては、23台で約750万、23年度におきましては、15台で785万円、平成22年度におきましては、2台で約71万円と、こういう貸付による収入があったということをご把握してございます。

大西委員

使用許可その他については、各部局で管理して、収入が各部局に行っているからというようにお答えだったように思いますけれども、私は本会議でも公募をどんどん進めてもらいたいと申し上げて、その年にやっていただいたわけです。23台で750万円の収入があるということであれば、使用許可の121台、その他の91台というものもあるのですけれども、この残りの自動販売機をできるだけ公募で契約して県の収入を上げることが必要だと思うのですけれどもね。

職員住宅については維持管理計画がありますとか言ってましたけれども、自動販売機の収入をあげるために、3年後に何台にしましょうとか何%にしましょうとか、そんな目標はあるのですか。ないのであれば早急に自動販売機をチェックして、ここは何年度の公募にする、ここは何年度に公募するとしてください。公募にしたらお金が入るわけですから。

23台で750万円の収入があるわけですから大したものだと思いますよ。私が質問した時の答弁では、契約の切り替えといった時には、どんどん公募を推進していきますという話だったと思うのですけれどもね。3年たつわけですが、まだ23台しかできていないということになってくると、今後もっともっと進めていただく計画を、収入をあげていただく計画を是非立てていただきたいと思うのですけれども、これはどうですか。管財課長でお答えできるのですか。

松本管財課長

計画があるのかないのか、それと計画がないのであれば立てなさいというお話でござい

ます。ちょっと御説明させてもらいますけれども、知事部局の行政財産において現在 233 台、トータル 235 台であと 2 台は普通財産に設置されている分なのですけれども、233 台ございます。そのうち、都市公園法や港湾管理条例に基づく許可をしているもの、指定管理者等による設置、または障害者福祉団体等が設置をしており貸付となじまないというものが 170 数台ございます。あと残り、23 台が現在入札や公募で貸付をやっておりますので、それを全て除きますと、残りが大体 38 台というふうになってございます。

この 38 台につきましては、比較的小規模な庁舎で、本庁とか合同庁舎などのように、多くの来庁者が見込めないという庁舎もございまして、利用者が特定されているものもございます。これらがございまして、今後設置目的とか利用状況等、自動販売機の利用状況等を総合的に勘案いたしまして、入札とか公募の可能性を引き続き検討してまいりたいと考えております。

大西委員

一応納得というか、結局は一応進めてはいるけれども公募になじまないものが全体で 170 台あると。今の御説明では団体がやっているとか、そういうところが申請者になっているというのですかね。それで使用許可にしていると。それでその収入は団体に入っているわけですか。それもまた不明瞭な感じがしますよね。

教育委員会では、県有施設を使って P T A の名前で申請して収入は P T A に入るとするのは不明瞭だと外部監査委員が指摘しているのですよ。それと同じように、団体の方が県有施設で申請して、その団体に収入が入ってくるということになれば、これはちょっと見直さなければならないことになるのではないのでしょうかね。

今の最後の答えはよくお聞きをして、場合によってはまた次の委員会でお聞きをしたいと思います。ちょっと最後、そういう何か不明瞭な契約状況というか、県が団体に利便供与をしているというような、こういう感じを与えます。時間が来ているから答弁しなくてもよいですけれども、一応そういうことを申し上げておきたいと思います。

北島委員

1 点だけお伺いします。県庁の防災対策のうち、津波の浸水対策について管財課にお伺いしたいのですが、南海トラフ巨大地震による大規模な災害が発生した際に、防災対策の中核となる県庁舎と南部総合県民局の庁舎、これらにおいて昨年度から浸水、津波に対する工事が施工されていると聞いております。議会棟にも立派なものが完成しておりますが、それぞれの庁舎における工事の概要、それから進捗状況についてお伺いいたします。

松本管財課長

現在進めております南海トラフ巨大地震に備えての県庁と南部総合県民局の庁舎における津波浸水対策工事の概要とその進捗状況でございますが。南海トラフの巨大地震等が発生した場合、沿岸部に立地します本庁舎等は津波浸水のおそれがありまして、県の津波浸

水想定によりますとこの本庁舎と阿南庁舎では浸水深が最大約1メートル，美波庁舎では3メートルとなっております。

いざ発災となりますとこの本庁舎を始めといたします県の施設というのは，災害対策のかなめとなります。この，かなめとなる防災拠点施設のある本庁舎，南部総合県民局美波庁舎，阿南庁舎をこの浸水被害から守るために，昨年度から防潮パネルの設置，受変電設備，自家発電設備の浸水対策，それと受水槽の耐震化などの工事を現在実施しているところでございます。

この本庁舎における工事内容でございますが，正面玄関と地下の公用車置き場への入口の車路，それから非常口と1階に出入り口が12か所ございます。この12か所の浸水対策としまして防潮パネルを設置をしております。それと地下2階に機械室がありまして，その機械室でも主要機器等への浸水を2重に防止するという意味で水密扉を5か所設置してございます。それと，同じく地下2階にある自家発電設備と受変電設備を，この本庁舎の屋上に施設を移してございます。それとライフライン機能の確保ということで受水槽の耐震化などを行っております。また美波と阿南庁舎におきましても同様に機械室などへの浸水を防ぐ防潮パネルの設置や，自家発電設備の屋上への移設更新を行っているところでございます。

次に工事の進捗状況でございますが，これらの工事につきましては現在順調に進んでおりまして，予定どおり今年度内完了を見込んでいるところでございます。なお，県庁の入り口に今皆さまごらんになっているかと思えますけれども，防潮パネルと地下2階の水密扉については既に完成をいたしまして施行業者から引き渡しを受けているところでございます。以上でございます。

北島委員

御報告では順調に各施設が進んでいるというところでございますが，県庁では1階の出入り口を中心に12か所に防潮パネルと，地下2階の機械室の5か所に水密扉が完了していると。先ほども言いましたけれども，議会の正面に本当に素晴らしい防潮パネルができておりますが，これはただできているだけではだめなので，効果的に効率的に発揮できるように操作をしなければなりません。この県庁舎内の完成しておりますパネルについては，どういうふうな操作で作動するようになっているのでしょうか。

松本管財課長

防潮パネル等の操作についての御質問でございますが，防潮パネルについては先ほど申し上げましたように12か所ございまして，電動と手動により作動させるようになります。地下2階の水密扉の5か所につきましては，これは手動で作動閉鎖するということになっております。それと南海トラフの巨大地震による本庁舎への津波の到達モデルというのがございまして，これでは第1波の20cmの津波の本庁舎への到来が地震発生後32分ということになっておりますので，主に管財課の職員が手分けをしてこの第1波の津波が到来す

るまでに、防潮パネルと地下の水密扉を全て閉鎖すると、おおむね30分以内には閉鎖をする、しなくてはいけないということになっております。

北島委員

地震はいつ起こるか分かりません。昼間なりまた夜中とかいうことでございます。ですからその時に対応のできる、操作される方が複数といいますか、常に24時間交代で操作できる人がいなければなりません、その点はどのように考えられていますか。人的な方法、電動でも誰かが作業しなければならないし、手動の場合は当然何人かが常時待機していなければならないと思いますが。

松本管財課長

昼間、執務時間中はかなりの人数がおるのですけれども、夜間、休日につきましては監視が南門に3名、それと中央監視室にやはり機械設備の運転管理が3名、6名県庁内にあります。それが手分けをして30分以内にその作業をするというふうになろうかと思っております。

北島委員

1階の12か所の防潮パネルと地下2階の5か所の水密扉は、地震発生後30分以内に職員が手分けして操作をされるということでございますが、災害が発生した際に限られた時間内に迅速かつ確実に作業をするということにつきましては、常日頃からの訓練が大変重要と思っておりますが、これらについて、マニュアルとか訓練についてのお考えはどんなものでしょうか。

松本管財課長

委員御質問のとおり、限られた時間内で迅速かつ確実にパネルの閉鎖、作動というのは常日頃からの実践的な訓練を積み重ねていくことが極めて重要であると感じております。このことから、来る12月20日、来週の金曜日になるのですけれども、一斉退避訓練、シェイクアウト訓練がありますが、これに合わせて本庁舎における自衛消防訓練を実施したいと考えております。この訓練は消防法の規定によりまして毎年消火訓練を主体的に行っているのですが、今年度は本庁舎における防潮パネルも完成いたしましたので、南海トラフによる地震津波災害対応訓練といたしまして、防災訓練も消火訓練に合わせて実施することとしております。

この訓練内容ですけれども、今回委員の御質問にございましたように、防潮パネルと水密扉の閉鎖の訓練、それとシェイクアウト訓練に呼応いたしまして、来庁者の安全確保を図るために初期対応訓練、あと庁舎1階と地下にいらっしゃる来庁者の上階への避難訓練、また津波避難ビルとして指定を受けてございますので、周辺住民等の避難をしてきた場合の受け入れ訓練、エレベーターに閉じ込められた人を救出する訓練、初期の消火訓練などを行うこととしております。

今後ともこうした機会を積極的最大限度に活用いたしまして、より実践的な訓練を実施することにより、この本庁舎を浸水被害から守り、防災拠点施設として最大限度に能力を発揮できるように努めてまいりたいと考えております。

北島委員

この電動パネルは、停電になった場合にも非常電源との接続というのは当然できているのでしょうか。

松本管財課長

はい、委員がおっしゃるとおり、一番重要な施設、設備になりますので、非常用の自家発電設備には接続してございます。

北島委員

完成しました施設が、建設の目的どおりに正常に効果的にまたその機能が発揮できるように、常日頃の管理操作を怠りませんよう、万全の対策を取っていただきたいと思います。終わります。

元木委員

1点だけお伺いします。自動車関連税制で、以前もちょっとお話させていただきましたとおり、消費税の値上げに伴って低所得者対策ですとか、税収の激減等を食い止めるために、1つの手法として自動車取得税の廃止というようなことが検討されていると報道では聞いております。自動車取得税は、県税としては大きな一つの税目でございますが、この額はどの程度になるのかというのをまずお伺いしたいわけでございます。

それに伴って検討されてますのが、軽自動車税の引き上げをどの程度にするかということだと伺っております。知事のコメントにもございましたように、自動車取得税を廃止するのであれば、それに代わる財源をちゃんと示してくれと国に要望されていると伺っておりますけれども、それ以外にも経済の活性化に資する効果ですとか、あるいは環境、燃費基準の見直し等を通じていかに貢献しているかとか、色んな角度からこの問題を議論すべきであろうと思っております。

そういう中で、今回の自動車関係税制の改正の方向ですとか、あるいはそれに対する県の対応、また県財政全体に対する影響がどの程度あるのかということをお伺いをいたします。

川真田税務課長

元木委員から御質問がございまして、自動車取得税が廃止されるということで、その影響額について、まずどうなのかということでございますが、平成24年度の実績で申し上げますと、自動車取得税が、11億100万円ございます。これについては66.5%を市町村に交

付しております。交付金が、6億9,700万円ということでございますので、これが全廃されますと、県税の県の減収としては、4億400万円、市町村の減収が、6億9,700万円ということでございます。

また、自動車関連税制について、軽自動車税を引き上げる等の議論をされておりますが、その動向と県の考え方ということについての御質問でございます。自動車取得税や自動車税については、昨年8月に税制抜本改革法及び平成25年度与党税制改正大綱におきまして、自動車取得税においては2段階で引き下げて廃止する、自動車税においては環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源化と合わせ、地方財政へは影響を及ぼさないという方向が示されております。

それで平成26年度税制改正で具体的な結論を得るというところでございまして、これを踏まえまして、自動車関係税制の見直しに関し、専門的な検討を行うため総務大臣からの要請に基づきまして、地方財政審議会に自動車関係税制のあり方に関する検討会というのが設置されてございまして、去る11月6日に報告書が取りまとめられております。その中で、排気量に基づく自動車税と軽自動車税の課税方式を、環境性能等も加味する仕組みに改めると、あるいは軽自動車の規格が小型自動車に近付いているにもかかわらず、軽自動車税が自動車税に比べて大幅に安いということから、軽自動車税の全体の税率の引き上げ、あるいは消費税8%段階では税率を引き下げるのではなくて、一定の燃費基準を満たしている自動車税に対して基礎控除を導入する等の提案がなされております。

これを受けまして自民公明両党の税制調査会では、自動車課税の見直しについて議論を進めておりますが、軽自動車税の増税方向に対しては自動車業界からの強い反発などもございまして、調整が難航することも予想されることから、県といたしましても今週末に税制改正大綱が取りまとめられますので、その状況を注視しているところでございます。

自動車関連税制の抜本的な改革見直しにおいては、県としてもこれまで地方財政への影響を及ぼさないように安定的な財源確保、適切な補填措置の仕組みを講じることを強く求めてきておりますけれども、今後も引き続き財政に影響を及ぼさないように求めていきたいということでございます。以上でございます。

元木委員

この財政構造改革を推進していく上でも、今回の改革がこの地方財政に与える影響というのは少なくはないと思いますので、今回の答申の内容等を見極めながら、是非、地方としての意見を発信していただきたいと思っております。

本県は、軽自動車が自動車全体の半分程度を占めるというようなことを聞いております。都会では、所得の低い若い方は、もう自動車を持たない、駐車場が高いというのももちろんあるんですけども、そういった判断をされている方が増えておると聞いております。しかし、地方では、所得の多い少ないにかかわらず自動車はやはり生活必需品としての意味合いが強いですので、都会の論理に流されないように、地方としての意見をしっかりと発信して、環境問題等も含めて、エコカー減税の効果等も検証しながら、県として

しっかりした対応をお願いいたしまして終わります。

藤田元治委員長

午食のため休憩をいたします。（12時04分）

藤田元治委員長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。（13時05分）

それでは質疑をどうぞ。

喜多委員

財政構造改革基本方針というものが出されました。資料を出していただいたので分かりやすいなと思っております。これは財政構造改革小委員会から意見が出て策定したとなっているのですが、もし意見が出なかったら策定しなかったのですか。

坂本財政課長

今回財政構造改革小委員会において来年度以降の財政構造改革基本方針策定に向けた意見をいただくということなのですが、元々は未来創造プラン推進委員会という親会、そこで来年度以降財政構造改革をどうやって、どういうふうに取り組んでいくのかという議論がございまして、専門的に集中的に議論をする場としてこの小委員会を立ち上げてはどうかということから、この小委員会を立ち上げて3回にわたって議論いただいて、この度意見書、議論をとりまとめていただいたところです。

喜多委員

現在の基本方針は平成23年度から25年度の3年間ということで、これに基づいて一生懸命やったということがございますけれども、今度の計画年度はどんなことになっていますか。

坂本財政課長

これまでと同様に平成26年度から28年度の3年間で新たな基本方針案を策定してまいりたいと考えております。

喜多委員

県民の理解を得るためにとも書いてあるのですが、決定したら県のホームページには載せると思うのですが、県の広報では一番大きい、新聞版の「OUR徳島」に、できれば財政特集みたいものを組んだらどうでしょう。県の財政って、大体の予算額は知っておりますけれども、それ以外の、いわゆる実質公債費比率が全国ワースト2位であるとか、借金が多いとかいうことは、ほとんどの人が知らないことなんですよ。その周知ということ

も、県民の理解を得るためにすごく大事ではないかなと思うのです。県の財政っていうのはすごく大事ですので、こういう現状ですよということを、是非、財政特集を大々的に載せて周知していただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

坂本財政課長

財政というのはなかなかわかりにくいところもありますので委員のおっしゃるとおりわかりやすく、また情報については様々なツールを通じて、これまでもやってきてはいるのですけれども、ホームページや委員から御指摘のありました広報誌、財政特集、そういったものを検討して県民にわかりやすく財政情報を伝えていくように努めてまいりたいと考えます。

喜多委員

ついでに、県庁のホームページをどのぐらいの県民が見ているのかわかるのですか。

藤田元治委員長

小休します。（13時10分）

藤田元治委員長

再開します。（13時10分）

上田秘書課県政広報幹

県のホームページを御覧いただいている数といいますか、アクセス数についてでございますけれども、今年度におきましては10月末現在で、月平均26万200件となっております。

喜多委員

多分同じ人が何回もということになっているのではないかと思います。県民の何割か見ているのかは、わからないのですよね。

上田秘書課広報幹

先ほど申し上げた数字につきましては、月平均のアクセス数ということで、そのうち延べいくらか何名の方がということにはちょっと承知しかねておるところでございます。

喜多委員

若い人は見ていると思うのですが、一定の年代以上はほとんど見ていないといえます。新聞は発行部数がすごいですし、見ない人がないので、是非とも新聞に載せてほしいなということを要望しておきたいと思います。

それと、構造改革はいつもですけれども、3年間のそれこそ目さきの短期の計画になっ

でございます。もちろんこの3年間の計画というのも、ものすごく大事でございますけれども、これと併せて、これからどんどんと人口減少が進んでいったら1人あたりの借金の額というのがどんどん増えてくるんですよね。そういうことも含めた、少なくとも10年、20年の長期計画を立てる。詳しくはいいりませんが人口減というのはもう今から分かっていることでございますので、例えば人口が半分になったら借金も倍になるのですよ、1人あたりの借金は倍になるのですよという計画も必要ではないかと思うんですけど、どうですか。

坂本財政課長

財政の今後の見通しについて長期的に策定してはどうかということでございますけれども、来年度から予定しております新しい財政構造改革基本方針に合わせて3年間の収支見直しというのをお示しさせていただきたいと考えております。

委員から御指摘のありました、例えば10年といった長期になりますと、特に本県のような財政基盤が脆弱な自治体となりますと国の制度に非常に大きく左右されるというところがございまして。地方交付税を始めとする依存財源が大きいというところと、景気がどうかというところも非常に税収動向によって県財政も変わってくるという不確定要素、見通せない要素が大きくありますので、そういったなかなか不確定要素の上に見通しを立てるといってはいたずらに混乱を招くおそれもありますので、まずは3年間というスパンで見直しをお示しさせていただければと考えております。

喜多委員

これはなかなか答えるのが難しいと思うのですがけれども、せめて10年、20年、30年とは言いませんけれども、そのぐらいはこのようになるのだと、これをこうしなければいけないという見直しも立てやすいのではないかと思います。

具体的に、実質公債費比率が念願の20を切る、平成28年度に18%未満に抑制するということになっているのですけれども、この見直しはどのようなのですかね。

坂本財政課長

実質公債費比率につきましては、今年度の数値が20.8ということで、ようやく減少基調に入り始めたという状況でございます。現状の、例えば県債の発行というのが300億円程度ということを目安に予算を組んでいるのですが、そういったものを維持していく財政構造改革に引き続き取り組んで行けば、平成28年度に下回る、目標達成というのはできるものと見込んでおります。

喜多委員

借金をするのに国の許可がいるというのは、普通の家庭にしても会社にしても、異常な、非常事態の段階でないかと思っておりますので頑張ってくださいと思います。

県債残高も9,000億だか1兆円になると書いてあったと思うんですが、その決算残高の推移は大体で結構ですけれどもいくらですか。

坂本財政課長

県債残高の実績で申しますと、平成24年度末が6,285億円、実は臨財債を除いたものでございます。臨財債含みでいきますと、9,177億円。今後の推移なんですけれども、臨財債含みとなりますと国に左右されるところもあるのですが、臨財債を除いた県債残高でいえば、引き続き県債の新規発行を抑制していけば、減少基調というのは保てると考えております。

喜多委員

せめて全国平均ぐらいになるような借金残高にしてほしいなと要望しておきたいと思っております。繰り返しになるのですけれども、小委員会から出された意見書が、今後まとめられて、来年度から3年間の計画期間で実施をするということになるんですか。

坂本財政課長

小委員会で意見書を取りまとめていただいて、今後県で新しい基本方針案を策定しまして来年2月の県議会に御報告、それから御審議いただきまして、それで今年度中に成案として策定していきたいと考えております。

喜多委員

在宅勤務やサテライトオフィスの設置といったテレワークの導入など、新しい働き方がこれにも提言されておりますけれども、初めての提言だろうと思います。今後、実施についてはなかなか難しい面があるだろうと思いますし、全国的にどれだけやっているのか、やっていないのかわかりませんが、難しいと思います。提言を受けたばかりでこれからだと思っておりますけれども、見通しとか予測とかどうなっていますか。

梅田行政改革室長

小委員会からの意見書によりますテレワークの推進についての御質問でございますけれども、テレワークにつきましては情報通信技術を活用した場所や時間に捉われない柔軟な働き方であるということで、東日本大震災以降、災害時を想定した勤務形態として注目されております。この働き方を従来の職場中心の働き方に選択肢として加えることによりまして、業務の効率性の向上、コストの削減、非常時の業務継続、ワークライフバランスの実現などの効果が期待されておりますことから、経営戦略部の基本方針として、来年度以降、全庁LANを活用しましたテレワークについて、できることから取り組んでまいりたいと考えております。

テレワークの全国的な状況でございますけれども、他県が調査しました結果から、本県

で聞きとりをしましたところ、テレワークのうち在宅勤務を現在実施している県につきましては3県を確認しております。以上でございます。

喜多委員

これからの働き方として、大手の企業などではもう既に進んでおる企業があると聞いておりますし、災害の時とか非常事態の時とかの働き方としては、適切な一つでないかなと思いますので、新しい方法で経費の節減も含めて頑張っていたきたいなと思っております。この提言の最後のまとめに、1,000兆円に迫る国・地方を合わせた長期債務残高とあります。新しい産業の創出や人口減の対応など、これから、どのような世界、どのような産業の仕組み、どのような徳島県になっていくのか、見通しの立てにくい中で、先を見越した政策をしていただいて、この財政構造改革を実効あるものに取り組んでいただいて、徳島県は実質公債費比率全国ワースト2位であるとか、借金が多いとかいう汚名を返上するまで頑張ってもらいたいということを心から要望しておきたいと思っております。

次に、平成26年度に向けた施策の基本方針というのが出されました。今後、どのような方法でこれをする予定になっておりますでしょうか。

坂本財政課長

この度、各部局から来年度に向けた施策の基本的な方針を御報告させていただいているところですが、併せて県のホームページにも財政課のホームページに一括して掲載して県民の方にも見ていただく、それから御意見をいただくということを考えております。

喜多委員

また県のホームページということでございますけれども、例えばそのホームページに載せて、それに対する意見を受けるような内容になっているのですか。

坂本財政課長

ホームページに、意見がある場合はこちらにお寄せくださいといったもので、元々あります目安箱ですとか様々なツールがございますので、そういったものを通じて御意見いただければと考えております。

喜多委員

色々な意見が出てくるだろうと思います。どんな内容か、あれもして、これもしてといった内容が多いのではないかと思いますけれども、それをいちいち取り入れるというのは至難の業ではないかと思います。具体的にどのように進める予定ですか。

坂本財政課長

全部の意見を取り入れていくと予算も組めなくなりますので、やはりそこはメリハリを

つけて、必要なものは当然取り入れていく，そうではないものは今回は見送ると，そういったもので。予算には反映させていきたいと考えております。

喜多委員

県民からの提言をまとめるというのはすごく難しいと思うのです。来年度の方針が決定されて、これがまたこういう結果になりましたということの報告をしてほしいと思いますけれども。

坂本財政課長

結果としましては、予算という形で出来上がります。当然ホームページなり県民の方に見ていただくことになると思います。

喜多委員

県としても来年度の施策の基本方針ということで表明されたのは初めてではないかと思えます。開かれた県政ということで、これからも積極的にこういう方法も取り入れていただきたいなということを要望しておきたいと思えます。

次に、先般の総務省の調査によると、自治体で解体撤去を検討している公共施設が全国に1万2,251棟、総額で4,000億円となっております。このうち、本県はどのぐらいでしょう。

松本管財課長

総務省の公共施設の解体撤去の調査についてでございますが、全国1万2,251のうち、徳島県分は、徳島県と県下市町村合わせて223施設、その223施設のうち92が県で141が市町村となっております。それと解体撤去費用でございますが、この233施設のトータルで、61億5,700万円となっております。

喜多委員

そういう調査だけで、本当にこれが撤去の予定という件数ですか。

松本管財課長

これについては総務省の記入要領に調査の目的というのがございまして、これは都道府県及び市町村における公共施設等の解体撤去事業に関する状況を把握することで、地方財政制度の検討に資することを目的とすると、いわゆる財源措置を検討する際質問したデータということとなっております。

これでやるのかということですが、県分92件ございますが、そのうち緊急、これは1年から2年以内、次が数年程度後、それと未定と、これ解体時期なのでございますが、この緊急1、2年以内というものは、底地が県有地ではないことから、その借地返還

にともなう解体が必要な施設が6件でございます。それ以外については、今後計画的に解体が必要かと思いますが、うち未定というのが9割方ございまして、これについては個々の施設の利用の状況、耐震性、耐震補強をするのか否か等を踏まえまして、今後の対応につきましてさらに精査をしていく必要があるのではないかと考えております。

喜多委員

この財政構造改革基本方針の中でも、売却等を含めてということが書いてあります。いろいろな建物を徹底して売ってしまうということは、安全や、いろいろな面から必要でないかと思えます。これからの取組にも期待したいと思えます。以上です。

黒崎委員

私からは1点だけ御質問をさせていただきたいと思えます。出納局から出されました、平成26年度に向けた出納局の施策の基本方針ということでございまして、これは、決算認定委員会でいつも話題に出てくる未収金のことでございまして。今回、この未収金対策委員会というのを設置して、詳しい分析をするということの一つの業務として挙げられております。まずこの子細の分析とはどのようなことなのか、想定があって分析するのだろうと思えますので、この辺りをちょっとお聞かせいただければと思えます。

柴折出納局副局長

未収金対策における債権の詳細分析についてでございますけれども、どのような内容の分析をするかということでございます。

この資料にございましており50億円を超えた未収残高で、およそ10年間これを減らすことができていないということがございまして。これを何とか今まで以上に削減していく、減少方向に持っていくためには何が重要かということをおきまして、今まで、色々な対策を講じてきたわけですが。債権はここにございますように47種類の非常に多岐にわたっており、債権ごとに全部、制度、性質、内容が違います。それぞれ債権に応じた対策を打っていかなければ効果が上がらないということでございまして、再度、各部局所管課におきまして、それぞれの債権ごとの債務者の状況でありますとか、今後、今の未収残高のうちどれだけが、どのぐらいの期間で回収が可能なのかというようなことについて分析をすることといたしておきまして、今現在その作業を進めているところでございます。

黒崎委員

確かにグラフを見ましたら平成15年から24年、大体47～48億円ぐらいから52億円ぐらいの間で未収金が存在しているようでございまして、同じような金額が毎年出るということはもう「何か」なのでしょうね、おそらく。それを掘り下げて分析していくという、こういうことでよろしいのですよね。この52億円を、ゼロにするというのはなかなか難しいことなのですが、わずかでも改善できますように頑張ってくださいと、そう思います。

それでは次に、九つの債権について具体的にお教えいただければと思います。

柴折出納局副局長

47のうち九つの債権を重点未収金として選んだわけですが、これはこの資料にございますとおります1億円以上の残高に今なっておるもの、これが8債権ございます。1債権は1億円には満たないのですけれども、非常に増加傾向が著しいというものを1債権選びまして9債権といたしたということでございます。

黒崎委員

はい、分かりました。47分の9であるという解釈でよろしいのですね。債権が47ある中の九つを、重点未収金に設定をすると、回収の努力をもちろんしながらということですね。是非とも次の決算認定委員会では、これだけ少なくなったという報告をいただけるように頑張っていたきたいと思います。

意外に早く終わりましたのでもう一点だけ質問させていただきます。

県有財産の話なので、また松本課長さんの担当ですね。決算認定委員会でいつもながら出てくる話ですが、県有財産のうち、売却しようとした件数は何件ぐらいあるのでしょうかね。

藤田元治委員長

小休します。（13時35分）

藤田元治委員長

再開します。（13時35分）

松本管財課長

失礼いたしました。県有財産の売買計画の話でございます。

平成23年度から25年度の本年度までの3か年間において現在58件の売買計画がございます。

黒崎委員

58件、大変たくさんあるなと思います。この中には例えば有効利用をもう一回考えてみようというような物件は入っておりますか。それともそういう物件は省いての件数でしょうか。

松本管財課長

この売買計画に乗っかっていると申しませうか、計画上の物件と申しますのは、まず、普通財産になった時点で、他に公的な活用があるかどうか県庁内の部局に照会いたしまし

て、ない場合に、その次に国及び市町村に照会いたしまして、それでも有効活用がないということで、最後に歳入確保の観点から売却をすると決定した物件でございます。

黒崎委員

ということは有効利用を考えてみようと、色々な角度で、そういうこともお考えになっておられると。有効利用ということは、一つの机に乗せて、皆さんどんな利用の仕方がありますかというのを検討する何かがあるはずだと想像できるのですが、こういった形で検討なさるのでしょうか。

松本管財課長

検討の場があるかとの御質問でございますが、検討の場といたしまして公有財産活用推進会議、これは副知事をトップにして各部の部局長で構成をいたしております。こういう物件が出たよ、各部で検討してくださいということで、御意見を頂いて決定をするということです。その下に課長等で構成する公有財産活用推進会議幹事会というのもございます。

黒崎委員

なぜこんな話をしているかと申しますと、使っていない資産は売却というのが基本的な正しい方向だと思うのです。ところが県も財政的に苦しいですので、売却したもののまた必要になることも想定しておかなければいけないと思うのです。どの物件を売却して、どの物件は残して再利用するのか、それはその時その時、大事な判断に基づいて決定されるのでしょうが、その時に、再利用ということも想定しながら慎重に考えていただきたいのです。決算認定委員会では、とにかく売上というか数字を、現金を、運用資産を増やさなければいけないということで売却の話ばかりするのですが、やっぱり有効利用ということも慎重に考えていかなければいけないのではないかと、こう思いましてこういった質問をさせていただきました。

県の資産を、売却はもちろんですが、有効に利用する、利用管理ができるようなことであれば、是非ともよい方策を考えて実行していただきたいということを要望して終わります。

岡田副委員長

1点質問させていただきます。11月11日に会派でマイナンバー制度の勉強会があり、内閣官房社会保障改革室の担当者から説明を受けました。マイナンバー制度については、本会議でも質問があったり、取り組みが決まって実際に粛々と進められていると思います。その勉強会では、徳島県さん非常に積極的に取り組みをしていただいていますよ、飯泉知事が安倍総理のほうに直々に要望も出されてましたよ、というようなお話も伺っております。

マイナンバー制度については、本県ではシステムの部分と制度導入の部分の所管が違う

ということですので、今日はまず、ハード面といたしますか、技術面といたしますか、そちらについての質問をさせてもらいたいと思います。

先ほど、平成26年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針についてということですが、安心して効率的な情報システム・庁舎の整備という中に、システムの最適化ということが掲げられております。マイナンバーシステムが含まれるかどうかは分かりませんが、それも見据えた上での取り組みになっていかれるのではないかと考えて質問させてもらいたいと思います。

番号制度に対応した県の情報システムの整備ということですが、その導入を見据えた上でのシステムの現在の進捗状況、導入または開発、また情報がどれだけ徳島県に降りてきているのかという部分をお伺いします。

遠藤情報システム課長

番号制度に関わる御質問でございます。

番号制度全般につきましては政策創造部の所管ということになります。私ども番号制度に対応した県の情報システムの整備への対応を担当しておりますので、可能な範囲で御回答させていただきます。

本年5月に可決成立いたしました番号関連4法に基づく番号制度につきましては、社会保障と税に関する情報を、国や県、市町村などが相互に正確かつ効率的にやりとりすることできめ細やかな社会保障と、より公平、公正な税負担を実現する社会基盤ということでございます。現在、国により示されている主なスケジュールといたしましては、平成27年10月から通知カードの配布による個人番号の通知、平成28年1月から個人番号の利用開始、個人番号カードの交付、平成29年1月から国の機関における情報連携の開始、さらに平成29年7月から地方公共団体の情報連携の開始ということになっておりまして、地方公共団体での情報連携が開始されますのは平成29年7月からを予定されております。

こうした番号制度の対象となります個人情報等を有するシステムにつきましては、本県におきましても例えば県税システムでございますとか、給与システム、生活保護システム、あるいは援護システムなど、税、社会保障分野を中心に複数ございまして、今後番号制度に対応したシステムの改修が必要となってくるものと考えております。

また、こうした個別システムの改修と並行いたしまして、国が整備いたしますネットワーク、これは情報提供ネットワークシステムと呼ばれておりますけれども、このネットワークシステムと、庁内の個別システムをつなぐインターフェースシステムや中間サーバー、さらにはこの中間サーバーと接続して情報連携時に個人番号を別情報に置き換える機能を持ちました統合宛名管理システムについても整備する必要がございまして、これら3つのシステムにつきましては全庁的なシステム対応の観点から、私ども情報システム課が整備することといたしております。

しかしながら、こうしたシステムの整備に向けましては国におきまして具体的な仕様が示されておられません。先ほど3つのシステムと申しましたインターフェースシステム、中

間サーバー，統合宛名管理システム，このうちインターフェースシステムと中間サーバーにつきましては，そのソフトウェア部分を国が仕様として定めることになっておりまして，それが今の段階ではまだ示されていないといったような状況です。また，各省庁で検討中の主務省令等が明らかになっておりません状況でもございまして，今後こうした内容が明らかになった段階で，関係部局とも連携を図りながらしっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

岡田副委員長

はい，ありがとうございます。平成29年4月から正式運用されていくという話なので，まだ若干先の話ではあるのですが，今までなかった制度が導入される，個人に番号がふられるということで，それ以降生まれてくる赤ちゃんには出生届を出すと番号が送られてくるような仕組みであると伺っております。

システムの整備に向けて，国から情報が示されていない，聞けないということを踏まえた上で，あえて言わせてもらうならば，システムのセキュリティのあり方，先進諸外国でのいろいろな不具合の話など，悪いイメージのほうが先行して入ってきております。マイナンバー制度の導入によって，自分の番号が悪用されないかとか，自分の財産は大丈夫なのか，といった話が結構ありまして，勉強会に出席させてもらったのです。

絶対大丈夫ですよ，という説明を受けたのですが，「絶対大丈夫」のところがなかなか理解しにくい。県民の皆さんにも，制度ができることによって本人確認ができやすく，納税される方が不利益を被ることはないんだという，メリットの部分では是非アピールできるようなシステム体制にしてもらいたいと思います。今後どのように取り組んでいかれる予定なのか，決まっている範囲で教えていただければと思います。

遠藤情報システム課長

番号制度を導入することによりシステム面でのセキュリティ対策といったようなことでの御質問でございますが，番号法におきましては特定の場所で情報を一元化するのではなく，これまでどおり各団体において情報の分散管理を行いまして，個人番号を利用した情報連携手段を国が提供するといったような方式となっております。

また，その情報提供ネットワークでの情報提供を行う際におきましても，連携キーとして個人番号そのものではなくて個人番号を各団体ごとに暗号化し個人番号とは異なる符号で連携を行うということで，個人情報の一元管理ができない仕組みを取っているところでございます。こういった仕組みによりまして，仮に個人番号が漏れただけでは芋づる式に個人情報を集めることは不可能といったようなこととなっております。加えまして，情報提供ネットワークでの情報提供につきましては全て記録されることとなっております。本人が自宅等のパソコンから個人番号カードを利用してマイポータルというサイトにアクセスすることによりまして，自己に関する情報提供記録等を確認することもできるようになっております。

さらにその他のセキュリティ対策といたしまして、個人番号関連システムの利用者は登録者のみに限定するといったようなことをございますとか、情報交換用の回線につきましてはインターネットではなくて、県で言いますと全庁LAN、または地方公共団体のネットワークで言いますLGWAN、さらに国のネットワークであります霞が関WAN、そういった閉鎖されたネットワークを利用するといったようなことになっております。また個人番号を含みますファイルを保有しようとする機関のファイルの取り扱いを事前に確認する特定個人情報保護評価といったようなものも制度化されておまして、情報漏えい等による罰則規定が強化されたといったようなことも含めまして、システム上、さらに制度上のセキュリティ対策といったようなものをとっているという制度になっているところをございます。

岡田副委員長

ありがとうございます。やはり県民の皆さん、また初めて制度が導入される者にとっては非常に不安に思っている部分がありますので、今言っていたような、個人情報が出づる式に出ていかない制度であるとか、情報漏えいによる罰則規定があるとか、そういったことを、公表なり告知なりPRなりしていただきたい。制度の導入とともに、安心・安全面も是非盛大にPRしていただくとともに、確実に守っていただける仕組みを作っていただきたい、ということをお願いして終わります。

藤田元治委員長

ほかに質疑はありませんか。

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、岸本議員から発言の申し出がありました。

この発言を許可したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、岸本議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含め、概ね15分とする申し合わせがなされておりますので、よろしく願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

岸本議員

委員の皆さまありがとうございます。今議会、各部局の基本方針が示されるということで総務委員会に出席させていただきました。その、各部局の基本方針の前に、全体をつかさどる予算編成の点についてお伺いしたいと思います。

行政には多くの課題があります。教育であったり経済であったり防災であったり。それは私も承知しているつもりです。そんな中で、今年度の予算編成の基本方針が先般出されております。その中から何点かお尋ねさせていただきたいと思っております。

まず、この編成方針としまして、創造的実行力による重点的・効果的な施策展開、重点戦略事業、部局長トップマネジメント事業、ということで、創造的に予算を取るということが示されており、さらにその中に、更なる歳出改革の推進ということで、歳出も抑えましょうというこの二本柱が入っています。このうちの、重点戦略事業、部局長トップマネジメント事業について、どのような想定をされているのかお尋ねします。

坂本財政課長

去る10月22日に、平成26年度の当初予算編成方針をお示したところでございます。ポイントといたしましては、来年度、創造的実行枠を創設するというところで、創造的実行力による重点的、効果的な施策の展開を図りたいと考えております。具体的に委員からもございました2つの分類がございまして、ひとつが、重点戦略事業でございます。こちらが、全庁的な重要課題に複数部局が連携して対応するものというものでございまして、具体的には6つございます。とくしま発信戦略、災害情報活用戦略、TPP対応戦略、攻めの海外展開戦略、健康寿命アップ戦略、スマートエネルギー促進戦略、この6つの分野について重点戦略事業として位置づけております。もうひとつの分類が、部局長トップマネジメント事業でございまして、こちらは各部局において、知恵と工夫を凝らして新たに事業を構築していただきたいというものでございます。

この創造的実行枠2つのものにつきましては、要求にあたって上限を設けないということにしてございまして、各部局間で競争、より良いものを構築していただくと、それで上がってきた良いものを採択していくという考えでございます。

一方で、これまでの継続的な経費につきましては、シーリングを設けまして、スクラップアンドビルドということで、メリハリのある要求基準というふうにさせていただいております。以上でございます。

岸本議員

今年の夏に、南海トラフ巨大地震に対する第一次被害想定が出されました。そして先般、第二次想定ということで、被害想定が出尽くした訳ですよね。それで、その想定の結果、最大であると、県民の四十何パーセントが避難しなくちゃいけない。それから、県民人口の、人口と言いますか、3万人以上の方が、このままだと被害に遭われてお亡くなりになるというようなことが今年度示されて、来年度の重点施策というのは「防災対策」、これがはずせんのちがうかなと私は考えます。

そしてもう一つ。今日の資料に出てまいりました、財政構造改革についての意見ということで、最後にありますね。先ほど、喜多委員からもありました、県民の夢や希望を実現し、本県の明るい未来を創造すると。財政構造改革はバランスのいいものにしてほしいと。歳出をカットするだけでは生まれてこないと。新しい産業の創出や人口減少への対応、この文章を見ますと、経済対策は必至の対策じゃないかなと思います。

この、経済対策と防災対策以外、今の徳島県に最重点課題はないと考えますが、いかが

ですか。

坂本財政課長

10月22日に予算編成方針をお示したとき、庁議を開催しまして、知事からも来年度の予算編成にあたってということで、各部局長に訓示がございました。その時に、当然のことながら、南海トラフの巨大地震対策ですとか、来年の4月から消費税率が8%に引き上がるということで、経済雇用対策というのは重要課題であるということをおっしゃったので、来年度の予算編成にあたりまして、この二つにつきましては、これまでも、安全・安心対策と経済雇用対策、本県の予算編成にあたっては常に柱となってきましたので、来年度についても引き続きこの2つの分野というのは重要課題であると認識しております。

岸本議員

それならば、もう少し明確に、この対策に重点を置くということで、編成方針の中で指示をします。他に、先ほど出ましたね、TPPの対策、情報対策、いろんな対策が出ておりましたけれども、それよりさらに上位に位置づけるということなら、その対策に対して、全庁一丸となって取り組むという明確な指示をもう少し出してほしいなと要望をいたしておきます。

そしてこの、南海トラフ巨大地震の第二次被害想定における人的被害、死者数3万1,300人というのは、揺れで3,900人が亡くなる。これに対して耐震化率が100%だと、89%の人が亡くならないんですよ。津波で2万6,900人がお亡くなりになる。これに対して、耐震化、即避難、それから避難道の確保ということをしたら、94%の方が助かるんです。この対策を、防災対策の中でも最重点対策に位置づけるべきであると考えてるんですけどどうですか。

坂本財政課長

一連の被害想定というのを公表いたしましたので、今後は、当然それに当たって対策というのを打っていかねばいけないことになっていきますので、委員から御指摘があったようなことってというのは、非常に重要なことですので、担当部局、全庁を挙げて対策を、予算編成を通じて議論をして、予算措置もしっかりやっていく必要があると考えております。

岸本議員

もちろん防災対策というのは、ソフト対策、それからハード対策。そしてハード対策と言いますと、どこまでお金がかかるかわからない。県としては財政構造比率も守らなきゃいけないという中であって、ハード対策を実施しなくてはならないとなると、ある程度優先順位を付けて、道筋を示して、いつまでにどうするというを示さないといけないと

考えるんですけどどうですか。

坂本財政課長

個々の事業をどうかというところがあるんですけども、一般論として申し上げますと、この災害対策、防災・減災対策であれば、県土整備部なり危機管理部なり、それぞれの担当セクションがあるんですけども、その担当セクションとも十分協議しながら、何をまずやっていかなきゃいけないか、メリハリをつけて、優先順位もつけながら、今後、予算編成、各部局とも連携しながら、編成に取り組んでまいりたいと考えております。

岸本議員

はい。メリハリをつけると言いますか、私の考えですけど優先順位をつけるっていうのは、何を大事にするかということだと思っております。当然それは防災対策ですと、命だと。災害が来たときに命が助かってるということを、優先順位を付けて、ある程度方向性を示して、対策を練っていただきたいなと思っております。

先ほど、冒頭にも申しましたように、行政ですから、全方向に対策をしていかなければなりません。余談になりますけれども、今回、経営戦略部の施策の基本方針が出ております。先ほども質問が出ました人事管理、給与システムの構築と。これまだ番号制度であったり、その制度が解ってないうちから始めようと。これに事業費が付くのかどうかわかりませんが、この事業費と、命を助ける事業費と、十分に吟味していただきたい。そして、今、お金がないわけですから、ない中で、十分なことが全部にできないといった時には、そのひとつに対して集中していかないとあかんのちゃうかなと、いうふうに思いますがどうですか。

坂本財政課長

メリハリをつけて予算編成に取り組むようにということだと思っておりますので、委員の御指摘も踏まえて、しっかりと予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

岸本議員

はい。メリハリをつけてください。メリハリをつけるということは、何が大事かということ。先ほど財政課長もお話されてましたのでね、大事な事に対してメリハリをつけてほしい、というふうに思います。以上で、要望になりますけど、来年度予算については、しっかりと県民の生活を守るということで、防災対策、それから経済対策、その二つだけに絞ったとしても、今の財政力でどこまでできるかわかりませんが、集中して取り組んでいただきたいと要望をしまして終わります。

藤田元治委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました 経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって 経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第18号、議案第21号、議案第22号、
議案第23号、議案第24号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願一覧表を御覧ください。

請願第52号「核兵器全面禁止条約の締結について」を審査いたします。

本件は、国への意見書の提出を求めるものでありますので、理事者に国等の動向について説明を求めます。

八幡経営戦略部長

請願第52号「核兵器全面禁止条約の締結について」に関しまして、国等の動向を御説明させていただきます。

いわゆる核兵器禁止条約につきましては、核兵器の全廃と根絶を目的として起草された条約案であります。

核兵器禁止条約の締結を求める決議につきましては、毎年、国連総会に提案されておりますが、現時点では採択されておられません。なお、この決議に関し、日本は棄権の立場をとっており、その理由について外務省に確認したところ、核兵器を持つ多くの国が賛成していない現状では、時期尚早であり、直ちに締結できる状況ではなく、まずは、核軍縮・不拡散の着実な進展を達成するために現実的な手段をとる必要があるとのことであります。

以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

藤田元治委員長

国等の動向については、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「不採択」と言う者あり）

藤田元治委員長

それでは、本件については、不採択とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件については不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

不採択とすべきもの（簡易採決）

請願第52号

これをもって、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（14時02分）